

事業計画概要書に対する知事意見書

8 長地環第 5-6 号
令和 8 年 (2026 年) 8 月 4 日

株式会社市川商会
代表取締役 市川 真一 様

長野県長野地域振興局長

令和 8 年 6 月 5 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する
条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一 長野県中野市大字越 1236 番地	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分 (I)	一般廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字厚貝 434 番他	
② 廃棄物の処理施設の種類	一般廃棄物処理施設 (使用済みきのこ培地の乾燥施設)	
③ 処理を行う廃棄物の種類	○乾燥する一般廃棄物 使用済みきのこ培地 特別管理一般廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	約 217.6t/日 (約 9.08t/h)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	約 217.6t/日 (約 9.08t/h : 24 時間稼働)	153.6t/日 (6.4t/h : 24 時間稼働)
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市厚貝区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)	
(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲 並びにその根拠	(範囲) 中野市長 周辺地域に住所若しくは居所又は事務所若しくは 事業所を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号	
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第 1 回 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 午後 5 時 30 分から 第 2 回 令和 8 年 8 月 18 日 (火) 午後 5 時 30 分から (場所) 中野市大字厚貝 434 番地 株式会社市川商会 中野メディアウムセンター施設 内	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲 についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する 事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。